

環境保全協定について

環境保全協定とは

ごみ焼却施設の運転にあたり、施設周辺にお住まいの方々の生活環境の保全および安全・安心を確保するために、法令の基準を上回る厳しい自主規制値等の設定、具体的な配慮や対策方法などについて、周辺地域の住民の方と取り交す約束事項です。

協議経過

環境保全協定の作成にあたっては、他自治体の協定を参考に、事務局にて協定の素案をご提示しました。その後、2018年度に地区連絡会委員の皆さまと協議を重ね、2019年3月28日に環境保全協定を締結しました。（地区連絡会4回、勉強会5回開催）

環境保全協定書 概要

○ 第1～2条 基本的事項について

協定の目的や趣旨、原則となる法令遵守と地域に対して配慮すべき内容、本協定の全体像を掲げる内容としています。

○ 第3～6条 施設の運営について

処理対象ごみや、運用方法及び緊急時や災害時等の他自治体のごみの受け入れ、施設の能力、ごみ運搬車両の運行に関する内容で構成しています。

○ 第7～11条 環境保全・測定・情報公開について

周辺環境への配慮、排気ガスの測定、情報公開に関する具体的な方針を示す内容としています。
施設の特性上懸念される環境負荷への低減や周辺環境への保全に関する内容等で構成しています。

(参考)データ表示盤



○ 第12～15条 監視体制について

緊急時等の対応等について示す内容としています。
事故等への対応に関する事、苦情処理や損害賠償などについて構成しています。

○ 第16～19条

施設稼働後に周辺地域の皆さまとの協議の場として設ける「運営協議会」及び「専門委員会」の設置、協定の有効期間などの事項で構成しています。